

常任委員会委員の選任について

地方自治法第109条第1項並びに太宰府市議会委員会条例第2条及び第5条第1項の規定により、常任委員を次のとおり指名する。

令和7年12月23日

太宰府市議会議長

1 総務文教常任委員会（6人）

2 環境厚生常任委員会（6人）

3 建設経済常任委員会（6人）

（参 考）

◎地方自治法

第109条第1項 普通地方公共団体の議会は、条例で、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会を置くことができる。

◎太宰府市議会委員会条例

第2条第1項 議員は、少なくとも一の常任委員となるものとする。

第2条第2項 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。

(1) 総務文教常任委員会 6人

ア 総務部の所管に属する事項

イ 会計課、教育委員会、選挙管理委員会及び監査委員の所管に属する事項

ウ 他の委員会の所管に属さない事項

(2) 環境厚生常任委員会 6人

ア 健康福祉部の所管に属する事項

イ 市民生活部の所管に属する事項

(3) 建設経済常任委員会 6人

ア 都市整備部の所管に属する事項

イ 観光経済部の所管に属する事項

ウ 農業委員会の所管に属する事項

第3条第1項 常任委員及び議会運営委員の任期は、4年とする。ただし、後任者が選任されるまで在任する。

第5条第1項 常任委員、議会運営委員及び特別委員（以下「委員」という。）は、議長が会議に諮って指名する。